

4 地域生活支援拠点について

3 地域生活支援拠点について

(1) 地域生活支援拠点の整備の推進について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備が重要である。

このため、第4期障害福祉計画において地域生活支援拠点等を各市町村又は障害福祉圏域に1箇所以上整備することとしているところであるが、整備に当たっては、障害のある方の地域生活を地域全体でどう支えるのかという観点に立ち、市町村内の現状に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか等について、協議会等の場を活用して検討いただくことを想定している。

拠点等の整備に当たっては、グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する「多機能拠点整備型」や、地域の障害福祉サービス事業者等の関係機関が連携して支援する「面的整備型」など、地域の実情に即した体制により、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりといった障害のある方の地域生活を推進していくために必要とされている機能を強化していくため、既存の障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用しながら地域の実情に応じた拠点等を整備していくことについて検討していただきたい。【関連資料①(68頁～70頁)】

(2) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(仮称)の実施について

地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度予算案においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」(仮称)を計上している。【関連資料②(71頁)】

この事業は、10箇所程度の自治体を選定し、拠点等の立ち上げ時の専門家の招聘や研修実施等に係る経費の2分の1を補助するとともに、年に数回の連絡会議を開催し、厚生労働省や事業実施自治体相互の意見交換や情報交換等を行うことを予定している。

さらに、本事業により集められた具体的な立ち上げ方法や運営方法等の事例について、今後情報提供させていただく予定であるので、整備の参考にさせていただきたい。

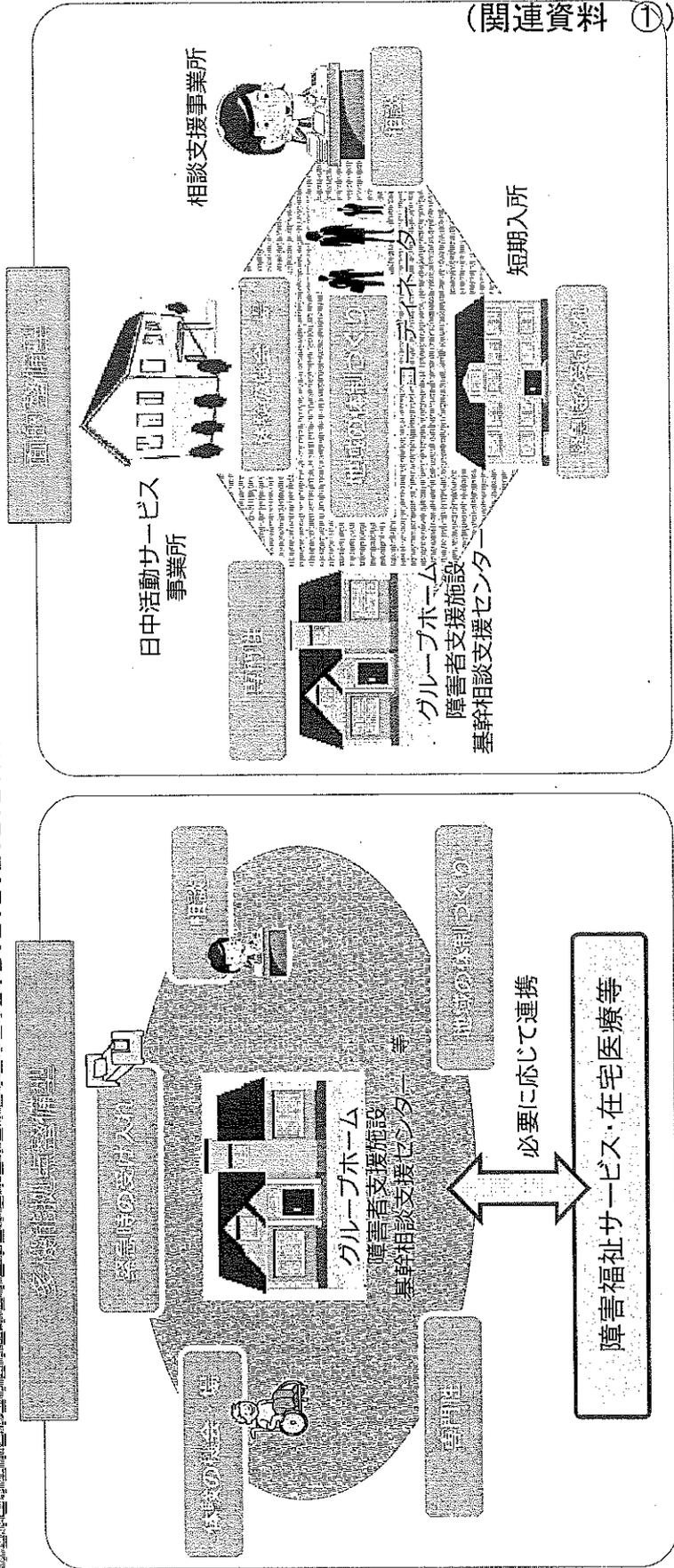
事業実施自治体の募集については、予算成立後早期に公募を行い選定を行うことを予定している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

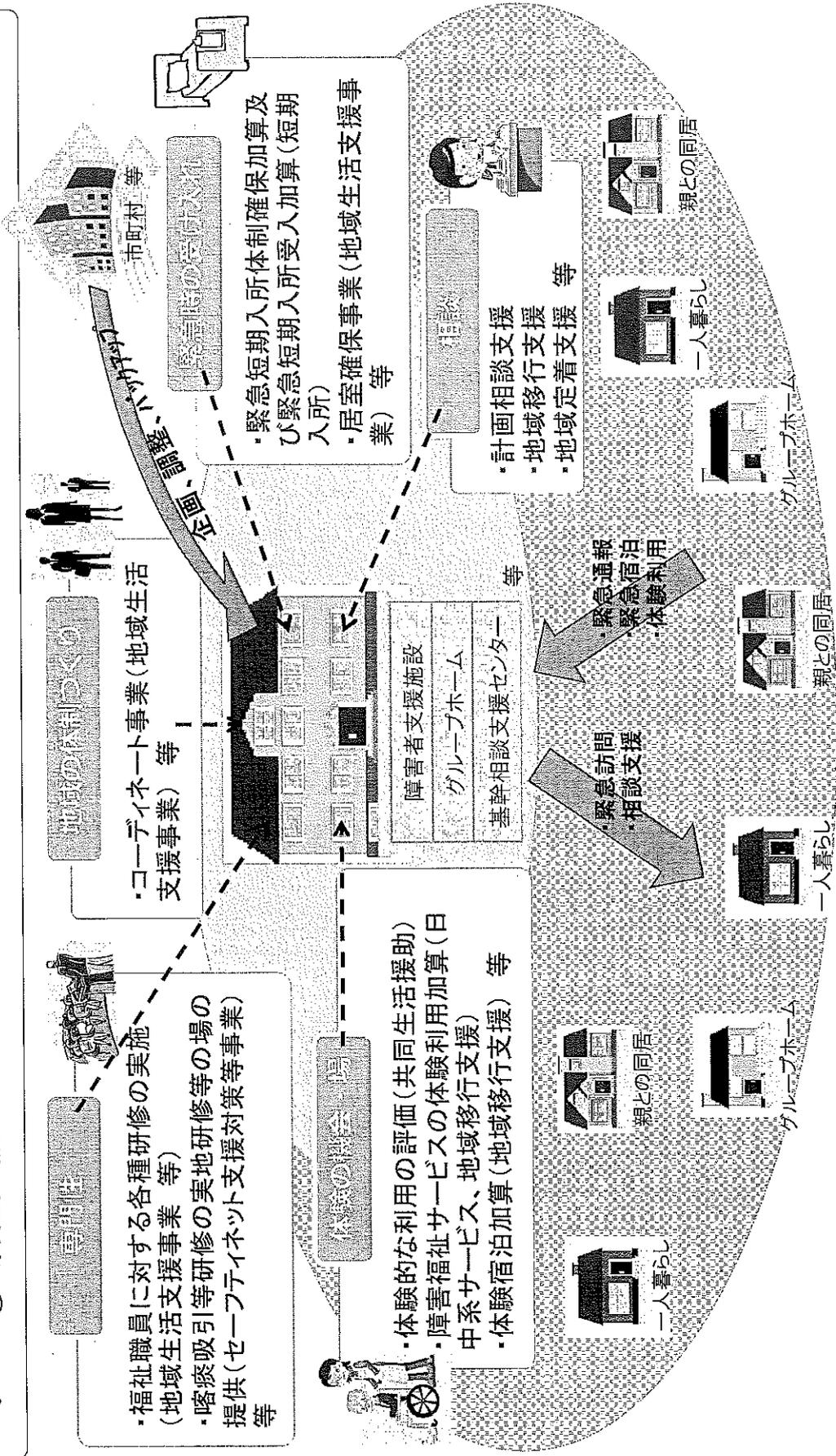
● **地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



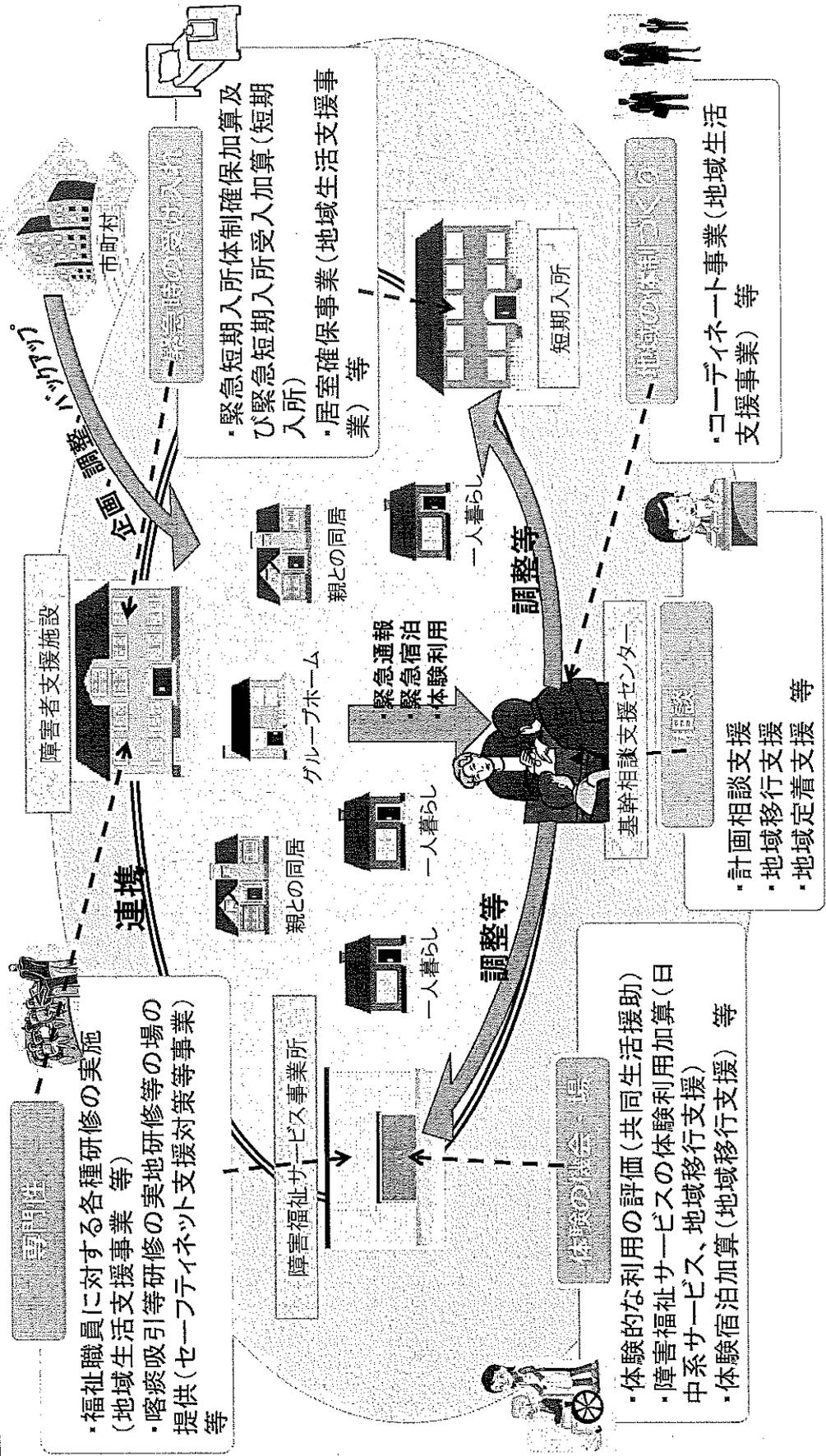
地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）

平成27年度予算案
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。

